

【 2024年度 事業報告 】

2024年は、コロナ禍から完全に脱却し、海外旅行の本格的な復活が期待された年であったが、円安、旅行費用の高騰、航空座席の供給不足、業界全体の応需能力の低下などの逆風が収まることはなく、年間(2024年1～12月)の日本人海外渡航者数は2019年の2,008万人対比64.8%、2023年の962万人から35.2%増の1,301万人に止まった。一方、訪日外国人数は円安が追い風となり、2019年の3,188万人対比115.6%、約500万人増の3,687万人と過去最高を記録したが、インバウンドも取り扱う一部会員を除き、アウトバウンド専門会員にとっては、引き続き大変厳しい1年となった。

このような中、OTOAでは海外旅行需要の復活に向けて、厳しい環境下においても確実に仕入手配を行うとともにOTOA会員のキャッシュフローを改善するべく、引き続きJATAに対して仕入手配代金支払早期化への協力を要請した。また、海外バス会社に対する安全調査を契機にOTOA会員共通の安全運行調査票を導入し、JATAを通じて旅行会社に対して周知を図った。訪日旅行への対応については、前年に引き続きインバウンド賛助会員の拡大を目指して、全国の旅行サービス手配業者に対してインバウンド団体保険制度をフックとした入会促進のアプローチを行った。

2024年度の各事業活動の概要は、次のとおりであった。

1. 安全対策事業

(1) 海外旅行復活に向けた安全情報の発信・各種取り組み

海外旅行需要の喚起・回復に向けた取り組みの一つとして、日本人旅行者が不安を感じることなく海外旅行に出かけられるよう、現地で発生する天災地変や自然災害、デモ・抗議活動等の最新安全情報に加え、観光情報やイベント情報を会員や外国大使館・政府観光局の協力を得てOTOAホームページを通じ引き続き発信した。ただし、会員数の減少に加え、会員各社のマンパワー不足等の影響もあり、依然としてOTOAに提供される情報は少なく、情報の更新・メールニュースの配信ともに引き続き不定期での対応となった。

(2) 「安全管理・法令順守」の徹底、「危機管理体制」の強化

* 2024年10月にトルコとマレーシアにて発生した日本人旅行者を乗せたツアーバス事故を受け、全会員に「安全管理の再点検」と題する注意喚起を発出し、「安全管理・法令順守」の再確認と周知徹底、「良質なサービスの提供」を呼びかけるとともに、会員各社の海外事業所や提携先、サービス提供機関などへの周知を要請した。

その後、当該情報を会報紙・OTOA NEWSにも取り上げ、年末年始繁忙期前の11月下旬に会員内外に発信(配布)した。

* これに付随し、大手旅行会社の多くが会員各社に対し、海外で使用するバス会社に対する安全運行に関する調査を要請する事案が発生したが、OTOAでは、効率化と現地バス会社及び会員の負担軽減を図るべく、OTOA会員共通フォーマットの旅行業界への普及に向け対応することとなった。(詳細は「調査・研究事業」の項、参照。)

* 旅行業界全体に安全マネジメントの導入・実践を目的に観光庁が作成した「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」は、観光危機管理に果たす旅行会社の役割に加え、ツアーオペレーターが果たすべく役割や連携についても記載されている大変重要な情報であることから、会報紙・OTOA NEWSでの紹介に加え、全会員に冊子版(各会員1冊のみ)を提供した。

(3) 都市別安全情報の更新調査

- * 現地を含めた会員の体制とOTOAの予算の問題もあり、今年度も当該調査は行わず、事務局にて調査が可能なものについてのみ適宜対応し、かつOTOAホームページ掲載情報の更新作業を実施した。
- * 観光庁が運用する海外安全情報の提供のためのウェブサイト「ツアーセーフティネット」への都市別安全情報の提供については、OTOAが当該業務(調査～更新情報の提出)を再度受託することではなく、今年度も実施に至らず。

(4) 各種情報の提供、セミナーの案内

- * OTOAメールニュース配信の際には、外務省提供「海外安全情報」及び厚生労働省検疫所提供「海外感染症発生情報」の最新情報を適宜掲載し、安全情報の周知・注意喚起に努めた。
- * 外務省及び外務省の関連団体(海外邦人安全協会)が実施する海外安全対策関連の講演会・セミナーの案内を適宜会員に案内・紹介し、「安全管理」に対する意識の啓発・向上に努めた。
- * 海外旅行時のトラブル回避に役立ててもらえるよう、外務省作成の安全関連資料「海外安全虎の巻」の最新版を会報紙・OTOA NEWSにて紹介し、年末年始繁忙期前の11月下旬に会員内外に発信(配布)した。
- * ゴールデンウィークや年末年始の長期休暇期間前に、会員内外に対し、PCやスマートフォン利用時におけるセキュリティリスク及びその対策に関する注意喚起をメールニュースや会報紙を通じ、会員内外に発信した。(詳細は「ホームページ事業」の項、参照)

2. 研修事業

(1) 諸外国の政府観光行政官に対する研修、海外観光関連事業従事者に対する教育・研修への協力

- * 昨年度に引き続き、JICA 主催「諸外国の政府観光行政官に対する研修」実施に関する各種業務を請負う(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツからの要請に基づき OTOA から複数名の講師を派遣する形で日本人旅行者の受入れ態勢の充実、観光インフラ整備等に側面から協力した。

なお、今年度実施の概要は以下のとおり。

- ・ テーマ： 観光マーケティング・プロモーション ～ ニューノーマルに向けて
- ・ 研修期間： 2024 年 6 月 12 日～7 月上旬
- ・ OTOA 担当研修日： 2024 年 7 月 2 日 16:00～19:00
- ・ 内容： ① 研修参加者本国からのオンラインプレゼンテーション (3 カ国)
② OTOA・ツアーオペレーターの役割、日本人旅行者の特性等の説明
③ 研修参加者との意見交換
- ・ 参加国： エジプト、マラウイ、ザンビア、エチオピア、タンザニア、ヨルダン、コソボ、アルメニア、ペルー、モンゴル、ネパール、東ティモール、ソロモン諸島 計 13 カ国 13 名
- ・ OTOA 側講師： OTOA 会員(役員・元役員・役員会社) 計 5 社が協力

- * 国際貢献事業として実施している「海外ガイド・ツアーコーディネーター研修」、「海外観光関連事業従事者向け接遇教育」の派遣要請・希望等はなく、今年度も当該研修は実施しなかった。

(2) 各種研修(セミナー)、講演などの開催及び案内

- * 外務省が主催・後援する海外安全対策関連の講演会・講習会、中小企業庁が主催する下請法・取引適正化関連の講習会など、会員に役立つ内容のものは適宜案内を行った。
- * その他、損害保険会社等が実施するセミナー・講演などは、案内可能なものがなかった。

(3) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修(初回研修、継続研修)の実施

登録研修機関として、2025年3月上旬に、「旅行サービス手配業務取扱管理者初回研修」を実施。一方、有資格者を対象とする「継続研修」は申し込みがなく、設定中止とした。(詳細は「インバウンド(訪日旅行)事業」の項、参照)

3. 情報収集・広報事業

(1) 「OTOA NEWS」の発行・配布

* 会員に知らせるべきトピックスにあわせての発行に切り替えた結果、今年度は前年度より1号多い計3号(No.183～No.185)の発行となった。

① No.183 2024年7月15日発行

- ・ 第33回通常総会開催
- ・ 第33回通常総会 会長挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ OTOA 通常総会、庄司観光庁観光産業課長ご挨拶 / 観光庁 観光産業課長 庄司 郁 氏
- ・ 旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ
～ 安全安心な旅行を提供するための組織づくりに向けて～
- ・ 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」のご案内
- ・ 2025年「OTOA 新年会」のお知らせ
- ・ OTOA インバウンド賛助会員のご案内
- ・ TOURISM EXPO JAPAN 2024 ～旅、それは新たな価値との遭遇～
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和5年11月～令和6年4月分)
- ・ 事務局だより

② No.184 2024年11月15日発行

- ・ 2024年度 OTOA 事業進捗状況報告
- ・ 海外安全 虎の巻 ～海外旅行のトラブル回避マニュアル～ 最新版公開
- ・ 「安全管理」の再点検について
- ・ キ・ケ・ンの取説: スマホでなりすまし「SIM スワップ」
- ・ 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」のご案内
- ・ 2025年「OTOA 新年会」のお知らせ
- ・ OTOA インバウンド賛助会員のご案内
- ・ 健康保険証は12月2日以降新たに発行されなくなります
マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和6年5月～8月分)
- ・ 事務局だより

③ No.185 2025年1月15日発行

- ・ 2025年 新年のご挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ 令和7年 新春のご挨拶 / 観光庁長官 萩川 直也 氏
- ・ 2025年 新年会開催
- ・ 事業者間取引適正化に向けた取り組みに関して(報告)
〔OTOA 正会員宛書面〕
取り組み継続のお願い(JATA に対する要望書提出に際して)
〔JATA 高橋会長あて依頼文〕
仕入手配代金支払い早期化のお願い
(事業者間取引の実情に関する第3回緊急アンケート結果報告)

別添：仕入手配代金支払い早期化のお願い(OTOA 具体的要望事項について)
〔JATA 会員代表者あて、JATA 高橋会長発出要請文〕

一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会からの依頼について

- ・ キ・ケ・ンの取説：2025年10月にWindows 10のサポート終了
- ・ 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」のご案内
- ・ 令和6年(2024年)能登半島地震・能登豪雨に係る災害義援金の受付について
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和6年9月～10月分)
- ・ 事務局だより

- * 会報紙発行後には、OTOA ホームページ・正会員専用サイト内に電子版を公開。
- * 2025年1月発行号(OTOA 新年会掲載号)より、OTOA 新年会出席者に加え、主要旅行会社・ホテル等の旅行業関係者への配付を開始。

(2) 旅行業界紙誌との協力

- * 通常総会終了後、旅行業界紙・誌関係者を対象に「意見交換会」(プレスインタビュー)を開催し、新年度の事業方針に関する質疑応答のほか、会員の現状やアウトバウンド需要回復に向けた取り組み等について説明・意見交換を実施。
また、2025年1月開催の「OTOA新年会」にも旅行業界紙・誌関係者を招き、大畑会長及び来賓の挨拶内容や当日の様子について発信いただくことで、業界内外におけるOTOA及び会員に対するプレゼンスの向上に努めた。
- * OTOA が最重要課題として2022年から進めている「事業者間取引の適正化」に向けた取り組みに関しては、旅行業界紙・誌関係者に対し進展状況を継続的・積極的に発信・共有するとともに、関係省庁や業界関係者へのアピールと理解促進を通じ、会員への支援・問題の改善につなげるべく、業界紙誌への掲載・メッセージの発信を要請し、周知を図った。
また、業界紙誌掲載後には、全会員に対し掲載記事を紹介・掲載報告を行った。

(3) 海外旅行需要喚起に向けた情報発信

会員に加え、日本人旅行者の受け入れ・誘致に積極的に取り組む大使館・政府観光局の情報をOTOA ホームページを通じ適宜発信した。

(詳細は「安全対策事業」、「ホームページ事業」の項、参照。)

4. 調査・研究事業

(1) 事業者間取引適正化に向けた取り組みの継続

- * 2023年5～6月に実施した第2回アンケート調査後、JATA会員の主要旅行会社6社、JATA海外旅行推進委員会メンバーを中心とする旅行会社22社に対し、OTOAが進める事業者間取引適正化に向けた各種取り組みへの理解と協力を要請したが、その後の旅行会社と会員間の取引に正しく反映・改善されているか、事業者間取引の最新状況等を再確認すべく、2024年6月上旬～8月下旬にかけ、会員に対し3回目のアンケート調査を実施した。
 - ・ 実施期間：2024年6月3日～8月21日
 - ・ 回答数：63社 (正会員105社中、60.0%)
- * 今回のアンケート結果は、前回(2023年)、前々回(2022年)に比べ回答率・数ともに低下した。(前々回 77/108社・71.3% → 前回 68/107社・63.4% → 今回 63/105社・60.0%)
前回・前々回とは異なり、今回は海外旅行のビジネスが回復し、多くの会員が本業以外のことに手が回らないといった状況にあることも回答率・数が下がった一因として挙げられる。

* アンケート実施後の動き

- ・ 9月11日： 第1回運営幹事会にてアンケート結果を報告、あわせて事業者間取引適正化に向けた取組みの進捗状況、及び今後の対応等について検討を実施
- ・ 10月23日： JATA 池畑理事・事務局長、稲田海外旅行推進部長訪問
JATA 高橋会長あて、大畑会長名の要望書を提出
及び第3回アンケート結果の報告・説明(大畑会長、遠藤専務理事)
→ JATA 三役会での報告、及び JATA NEWS-MAIL を通じ JATA 会員への周知を了承
- ・ 11月5日： JATA NEWS-MAIL を通じ、OTOA からの要望(仕入手配代金支払い早期化)を全 JATA 会員に周知
その後、OTOA 会員に対し、JATA 高橋会長あて大畑会長名の要望書提出と JATA NEWS-MAIL への掲載を報告
- ・ 11月8日： OTOA 会員に対し、旅行業界紙への掲載報告
(日刊旅行通信 2024年11月7日号)
- ・ 11月19日： OTOA 会員に対し、旅行業界紙への掲載報告
(トラベルジャーナル・オンライン 2024年11月18日号)
- ・ 1月中旬： 会報紙・OTOA NEWS No.185(1/15号)に報告記事掲載、会員内外に配布

* 前回(2023年)、前々回(2022年)のアンケート実施後に JATA が JATA 会員に行った周知は、OTOA からの要望書を紹介するのみであったが、今回は JATA 側も事の重大性を考慮し、JATA 高橋会長名の「要請文」とともに OTOA からの要望書を紹介 = JATA 会員に対し、より踏み込んだ内容の周知が図られることとなった。

* OTOA も OTOA 会員に対し、これまでの事業者間取引適正化に向けた取り組みを報告するとともに、この機を逃さず、引き続き取引先旅行会社に対し、仕入環境激変に関する説明と支払い早期化に向けた交渉に取り組むよう要請した。

* なお、前回のアンケート実施後には、大手旅行会社に対し個別に改善要請を行ったが、今回は JATA 高橋会長名で JATA 会員に対し要請文が発出されたことから、旅行会社に対し個別に改善要請は行わないこととした。

* 事業者間取引の適正化に向けた取組みの重要性については、通常総会や新年会の会長挨拶に当該内容を盛り込み、また総会後のプレスインタビューやその他業界紙誌記者との懇談・意見交換時にも改めて報告することで業界紙誌に記事として取り上げてもらい、旅行業界に広くアピールを行った。

また、OTOA 各役員も個別に旅行会社に対し海外の実情を説明するとともに事業者間取引適正化の必要性を訴え、協力を要請するなど、適宜対応した。

* 中小企業庁/公正取引委員会発出の「下請取引の適正化」に関する各種要請・周知依頼には、適宜対応した。(詳細は「連絡・協調事業」の項、参照)

(2) 会員各社に生ずる各種問題、経営・業務支援へのサポート

* アウトバウンド需要の回復に伴い、旅行会社との間に生ずる契約・代金回収に関する問題について OTOA に相談が寄せられるケースも増えているが、OTOA で判断できるものについては、適宜回答・対応した。

一方 OTOA で判断が難しい事案については、亀山 OTOA 顧問弁護士のアドバイスを得て回答、または法律相談会の場を活用し、直接相談するようアドバイスした。

* 2024年10月に発生した海外で日本人旅行者を乗せたツアーバスの事故を契機に、大手旅行会社各社は OTOA 会員に対し、海外のバス会社に対する安全運行に関する調査を自社独自の

フォーマットを用いて行うよう要請してきたが、当該調査は海外のバス会社にとって大きな負担となっており、日本の旅行マーケットを敬遠する動きにつながりかねない状況となっていることから、調査を効率化し、関係者の負担軽減を図るべく、OTOA会員共通フォーマットの旅行業界への導入に向け検討を開始した。

[経緯ほか]

- ・ 11月25日： JATA池畑理事・事務局長、稲田海外旅行推進部長訪問
大手旅行会社がOTOA会員に要請している海外のバス会社に対する安全運行に関する調査について、現状報告と問題点の改善に向けた打ち合わせを実施
(大畑会長、遠藤専務理事)
→ OTOA側で統一フォーマットを作成し、JATA・OTOAがそれぞれの会員に統一フォーマットの周知と活用を図る方向で進めることになった。
- ・ 12月11日： 第2回運営幹事会にてJATAとの打ち合わせ結果報告、及びOTOA側の今後の対応について検討を実施
→ 大手旅行会社各社の調査フォーマットを取りまとめたものをOTOA共通フォーマットとし次回運営幹事会での確認を経て、JATAに提出する。
- ・ 1月22日： 第3回運営幹事会にてOTOA共通フォーマット案の内容確認
- ・ 2月5日： JATAと打ち合わせを実施
JATA側： 海外旅行推進部
稲田部長、松岡副部長、大久保副部長、阿部担当部長
OTOA側： 大畑会長、荒金副会長、櫻井理事、遠藤専務理事
→ 打ち合わせでは、OTOA作成・統一フォーマットの内容と活用のメリット、各社が独自のフォーマットを使用することで生ずる問題点・デメリット等について説明。

** 今回JATAには、海外のバス会社の負担軽減と安全な海外観光バスの安定的な確保を目的にJATA・OTOA間で旅行業界統一の安全運行調査票フォーマットを作成することを要請したが、旅行会社各社が自社の事情にあわせ調査フォーマットを作成することは各社の自由であり、JATAは一切関与し得ないとの理由から、業界統一フォーマットの作成には至らなかったため、今回JATA対しては、OTOA作成の調査フォーマットの周知のみを要請。
- ・ 3月13日： JATA稲田海外旅行推進部長訪問
JATA高橋会長あて、大畑会長名の協力依頼文(案)を提出(遠藤専務理事)
- ・ 3月28日： JATA高橋会長あて、大畑会長名の協力依頼文(最終版)を提出
→ 協力依頼文とともにOTOA共通安全運行調査票フォーマットを提出し、JATA会員の旅行会社に対し周知を要請。
(JATA NEWS-MAILでのJATA会員への周知は、4月2日に実施。)

5. ホームページ事業

(1) インバウンド関連ページの設置・充実

- * 訪日外国人旅行者の誘致に取り組む地方自治体・観光局などからの各種情報を広く公開し、かつ容易に当該情報にアクセスできるよう、OTOAホームページ・スマートフォンサイトのトップページを改修し、新たに「インバウンド関連情報」欄を設置・公開した。
(詳細は「インバウンド事業」の項、参照)
- * その他、インバウンド賛助会員の拡充、またインバウンドを取り扱うOTOA会員及びOTOAの認知度向上につながるべく、新たなインバウンド関連ページの設置、既存コンテンツの充実に向けた取り組みを開始したが、拡張性の低い現在のOTOAホームページの仕様上の問題から大幅な改修

は断念せざるを得ず、既存コンテンツを置き換える形での対応(軽微な修正)のみにとどまった。

(2) 海外旅行需要喚起・回復に向けた各種情報の発信

- * 海外旅行需要の喚起・回復につなげるべく、現地の最新安全情報に加え観光情報やイベント情報をOTOAホームページを通じ引き続き発信した。
- * ただし、会員数の減少、会員各社のマンパワー不足等の影響により、コロナ禍前と比べ海外旅行関連情報の掲載数・情報提供会員数ともに大きく減り、情報の地域性・内容に偏りが生じていることから、外国大使館・政府観光局発出情報も積極的に取り上げ、情報の充実を図った。
(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

(3) インターネット利用時の注意喚起、各種セキュリティ情報の提供、国際詐欺被害への注意喚起
不正アクセスやサイバー攻撃など、日々巧妙化・高度化の一途をたどるセキュリティインシデントに対し、万一発生した際にも速やか、かつ的確に対応できるよう、ゴールデンウィークや年末年始の長期休暇期間の前には、会員内外に対し、PCやスマートフォン利用時におけるセキュリティリスク及びその対策に関する注意喚起をメールニュースや会報紙を通じ会員内外に発信した。
とりわけ発生件数が依然として多い状況にある「フィッシング詐欺」については、具体的な事例を交えながら注意喚起を行った。

6. インバウンド(訪日旅行)事業

(1) 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」の実施

- * 登録研修機関として、今年度も1回、「旅行サービス手配業務取扱管理者初回研修」を実施した。

〔開催概要〕

- ・ 日 時: 2025年3月3日(月)～4日(火) 09:30～17:00
- ・ 会 場: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 学習室 (東京都港区新橋)
- ・ 講 師: 澤渡 貞男 氏 (前駒澤大学・立正大学・関西大学講師、元 JATA 法務等)
- ・ 登録研修科目及び研修時間割:
 - 1 日目: 09:30～17:00 (昼休憩 1 時間を含む)
 - ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務と役割
 - ・ 旅行業法及び旅行業約款
 - 2 日目: 09:30～16:00 (昼休憩 1 時間を含む)
 - ・ 旅行サービス手配業務
(運送機関・宿泊施設に関する知識、出入国手続に関する実務、安全対策及び事故発生時の対応等)
- 16:00～17:00
 - ・ 研修の修了試験
- ・ 受講料: 1 名あたり 25,000 円
- ・ 受講者: 4 名

- * なお、当該研修は OTOA ホームページやメールニュースを通じ会員内外に案内を行ったほか、会報紙・OTOA NEWS にも 2024 年夏から継続して告知を行った。
- * 一方、有資格者を対象とする当該研修の「継続研修」については申し込みが無く、中止とした。

(2) 安心・安全への取り組み強化 / インバウンド賛助会員の拡充

- * 訪日旅行者に対する安心・安全への取り組み強化につなげ、ひいては「インバウンド賛助会員」の獲得・拡大につなげるべく、前年度に引き続き、旅行サービス手配業に登録済みのランドオペレー

ターに対し、インバウンド・ランドオペレーターのための専用保険「OTOAインバウンド保険」の案内を行った。(今年度は大都市圏に加え、地方の登録業者への案内も実施。)

- * 観光庁作成の「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」をインバウンド賛助会員にも提供し、観光危機管理に果たすツアーオペレーターの役割等の再確認と訪日旅行者に対する安全・安心への取り組み強化を要請した。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)
- * OTOAインバウンド保険の付保推進の一環として、会員向け「OTOAインバウンド保険制度」のパンフレット、加入おすすめ文、及びOTOAインバウンド保険加入のメリットの一つにもなっている「アシスタンスサービス」案内書面等の再確認・見直しを東京海上日動火災保険株式会社の協力を得て実施。

(3) インバウンド関連ページの設置・充実、及び同ページを利用した積極的な広報活動の実施

OTOAには、訪日外国人旅行者の誘致に取り組む地方自治体・観光局などから、各種助成、モニターツアー、商談会等の周知依頼が寄せられ、そのつどメールニュースを通じ適宜会員に案内を行ってきたが、それらの情報の中には、インバウンドを取り扱う旅行業関係者に広く周知を図るのが好ましい情報も含まれている。

そのような情報を広く公開し、容易に当該情報にアクセスできるよう、また当該情報を通じインバウンドを取り扱うOTOA会員及びOTOAの認知度向上につながるよう、OTOAホームページ・スマートフォンサイトのトップに「インバウンド関連情報」欄を設置・公開した。

(詳細は「ホームページ事業」の項、参照)

(4) インバウンド関連情報の提供

- * 地方自治体や観光局などの関連機関・団体、魅力あるコンテンツを有する企業が実施するインバウンド関連の活動には、適宜、要請に応じる形で告知に協力した。
- * その他、観光庁、地方自治体・観光局、教育機関などからのインバウンドに関連する問い合わせにも適宜対応した。

7. 連絡協調事業

(1) 観光庁、外務省等、関係省庁との連携・協力強化

[観光庁]

- * 2024年7月1日付で就任した秋川新長官へ表敬訪問を行った。
- * 2025年1月8日開催のOTOA新年会には鈴木審議官、2024年6月6日開催のOTOA総会には庄司観光産業課長にお越しいただき祝辞を賜った。
- * 旅行業界全体に安全マネジメントの導入・実践を目的に観光庁が作成した「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」の冊子版の提供を依頼し、複数部数を提供いただいた。
(後に全会員に各1冊を配布)
- * 観光庁が進めるMICE関連事業の取り組みには、要請に応じ協力している。
- * その他、観光庁からの要請事項には、海外旅行とは直接関係のない注意喚起や案内・告知、他省庁からの周知依頼等であっても、メールニュースを通じて適宜発信し、告知に努めた。

[外務省]

- * 外務省主催の「トラベルエージェンシー連絡会」が再開され、OTOAもオブザーバーとして出席し、海外を訪れる日本人旅行者の安全対策等に関する情報・意見交換を実施。(不定期開催)
- * 外務省作成の安全関連資料「海外安全虎の巻」の最新版を会報紙・OTOA NEWSにて紹介した。
(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

- * その他、外務省や同省関連団体(海外邦人安全協会)が実施する海外安全対策関連の講演会・セミナー等の案内・告知などの各種要請についても、メールニュースを通じて適宜発信し、告知に努めた。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

[中小企業庁/公正取引委員会]

- * 中小企業庁事業環境部取引課発出の「下請取引の適正化」に関する以下の要請・周知依頼文を OTOA ホームページやメールニュースを通じ適宜案内を行った。
 - ・ 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査
 - ・ 手形等のサイトに関する運用変更、サイト短縮
 - ・ 価格交渉促進月間、下請取引適正化推進月間
 - ・ 被災地域の下請中小企業との取引に関する配慮
 - ・ 適正取引講習会(下請法講習会・価格交渉講習会)の開催

[その他関連省庁]

- * その他関連省庁から観光庁を通じ発出される各種情報・周知についても、適宜、会員や旅行業界に向け発信した。

(2) 観光関連団体、駐日外国大使館・政府観光局への協力

[日本旅行業協会 (JATA)]

- * 事業者間取引の適正化に向けた取り組みについては、その後の改善状況の報告に加え、再度 JATA 会員に周知を依頼するなど、引き続き JATA に対し協力を要請した。(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)
- * 大手旅行会社各社が OTOA 会員に対し要請する海外のバス会社に対する安全運行に関する調査に関して、OTOA 共通安全運行調査票フォーマットの周知・活用を要請した。(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)
- * 海外旅行の需要喚起・回復に向けた各種取り組みには、大畑会長が中心となり全面的に協力した。
 - ・ JOTC(JATA アウトバウンド促進協議会)への参画・協力
 - ・ ツアープランブリ 2024 審査委員会・委員として協力
 - ・ 駐日外国大使館・政府観光局等が実施する日本人旅行者の需要喚起・回復に向けた各種取り組みへの協力
 - ・ ツーリズム EXPO ジャパン 2024 海外展示営業商談部会 部会員として協力、等
- * JATA 関東支部からの要請を受け、支部・海外旅行委員会との意見交換会を実施。
- * その他、JATA が実施する会議やセミナー、各種プロジェクトには、要請に応じ引き続き協力した。

[日本観光振興協会 (日観振)]

- * 日観振が主催する観光関連団体・企業等からなる「観光立国推進協議会」や観光関係者が一堂に会する「観光関係者新春交流会」などの業界の主要な取り組みに加え、インバウンド振興の一環として実施する各種取り組みにも引き続き協力した。

[その他観光関連団体]

- * 全国旅行業協会(ANTA)、日本添乗サービス協会(TCSA)、一水会(観光関連団体事務局長会議)、太平洋アジア観光協会(PATA)等の観光関連団体が主催する各種会議やプロジェクトなどに加え、旅行産業経営塾、旅行関連専門学校等が実施する各種行事にも要請に応じ適宜協力した。
- * 全国旅行業協会(ANTA) 駒井副会長には、OTOA 新年会にお越しいただき、祝辞を賜った。

[大使館・政府観光局等]

- * 2025 年 1 月 8 日の OTOA 新年会には、多くの外国大使館・政府観光局の方々をお招きし、海外旅行需要復活に向けた機運の醸成を図り、かつ OTOA 及び会員の存在をアピールした。

- * 外国大使館や政府観光局等が発出する各種情報は、適宜ホームページなどを通じ発信した。
(各種安全情報、アウトバウンドの需要喚起に役立つ観光・イベント情報など)
- * 日本に事務所を置く外国政府観光局の代表からなる「駐日外国政府観光局協議会」(ANTOR-JAPAN)ほか、外国大使館や政府観光局が実施するレセプションやセレモニー、セミナーなどの案内にも可能な範囲で対応した。

(3) 地域分科会との連携

政府観光局、同地域を取り扱うOTOA会員などで構成される地域分科会の会合では、アウトバウンド需要の回復に向けた取り組みや各種問題解決に向けた取り組みが行われた。

(4) 地方支部との連携・協力

今年度もワークショップや各種研修などの支部活動は行われなかった。

(5) 顧問弁護士による会員への法律相談会

- * 顧問弁護士(亀山晴信 弁護士)による「無料法律相談会」を開催。
今年度は計4回開催、のべ4社の会員が利用した。
コロナ禍中は、旅行業以外の相談(労働問題、新規ビジネスへの参入等)がほとんどであったが、現在は本業多忙により、法律相談会への申込数は昨年に比べ大きく減っている。
一方で、本業の回復に伴い、旅行会社との間に契約・代金支払いに関する問題も生じ始めており、OTOAに相談が寄せられるケースも増えている。
- * なお、これまで正会員のみを利用対象としていた法律相談会を2024年11月よりインバウンド賛助会員にも開放した。

(6) 新年会の再開

2025年1月8日(水)、5年ぶりとなる「OTOA 新年会」を東京プリンスホテル(東京都港区)にて開催した。今回の新年会には OTOA 正会員のほか、観光庁などの関係省庁、各国大使館・政府観光局、関係団体、ホテル、その他旅行業関係者に加え、OTOA 正会員にとって重要なパートナーでもある旅行会社の方々をお招きした。

当日は、15カ国の駐日大使に加え、大手・中堅旅行会社の代表者や海外旅行担当者も多数参加いただき、前回2020年同様、新年に相応しい華やかな集いとなった。

[開催概要]

- ・ 日時： 2025年1月8日(水) 16:00～17:30
- ・ 場所： 東京プリンスホテル 2階「マグノリアホール」
- ・ 式次第： 会長挨拶 大畑 貴彦
来賓挨拶 観光庁 審議官 鈴木 貴典 様
(一社)日本旅行業協会 会長 高橋 広行 様
出席大使ご紹介
乾杯 (一社)全国旅行業協会 副会長 駒井 輝男 様
- ・ 出席者： 241名

8. 総務事項

(1) 正会員、賛助会員の状況

① 正会員

- * 2024年は旅行需要の本格的な再開が期待されたものの、未だ円安や物価高に伴う旅行費用の高騰に加え、国内においても消費の冷え込みなどの影響もあり、アウトバウンドを取り巻く環境は

依然として厳しい状況が続いている。

年度当初には、多くの会員に正会員資格を継続いただき、またアウトバウンド需要の回復を見据え新たに2社が入会したものの、以降は需要回復の遅れも影響してか入会に至った会社はない。一方、下期に入ると事業の継続を断念、需要回復が見込めないことを理由とする退会申請も出され、会費未納による資格喪失1社を加えた計3社がOTOA会員を辞めることとなり、最終的な会員総数は昨年より1社減の103社となった。

* 正会員の入退会状況 (2025年3月31日現在)

正会員数 103社 (前年度末比 -1社)

・ 新規入会会員 2社

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 1) 株式会社 オール (会員No.369) | 2024年 6月 1日付 |
| 2) 株式会社 アイ・ダヴリュー・エイ・ツアー (会員No.370) | 2024年 6月 10日付 |

・ 退会会員 2社

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1) 株式会社 アティック・プラス (会員No.294) | 2024年 10月 29日付 |
| 2) 株式会社 イージーインターナショナル (会員No.198) | 2025年 3月 31日付 |

・ 資格喪失 1社

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1) 株式会社 ジョアツアーズ (会員No.287) | 2025年 3月 31日付 (会費未納) |
|----------------------------|----------------------|

* 正会員に対する支援策について

コロナ禍前同様、自由に海外へ行き来出来る環境が整ったことから、2020年より実施してきた「正会員年会費の特例(減額)措置」は終了することとした。

ただし、海外旅行の地上手配を専業とする OTOA 会員を取り巻く環境は未だ厳しい状況が続いていることを考慮し、年会費の分割(6月・12月の2分割)対応のみ継続することとした。

② 賛助会員

* 国内賛助会員

アウトバウンドの回復の遅れに伴う経費削減、予算見直し等の影響から、長年にわたり賛助会員として協力してくれていた3社が会員を非継続=退会となった。

* 海外賛助会員

日本人旅行者の需要回復を受け、コロナ禍時に退会した2社が再入会することとなった。

* インバウンド賛助会員

旺盛な需要に支えられ好調が続く中、新規会員の獲得・拡大に向け、旅行サービス手配業に登録済みのランドオペレーターに対し「OTOAインバウンド保険」の案内を行った効果もあり、インバウンド専業オペレーター6社が新たに入会することとなった。

* 賛助会員数 32社 (前年度末比 +5社、2025年3月31日現在)

- ・ 入会: 8社 (国内 0社、海外 2社、インバウンド 6社)
- ・ 退会: 3社 (国内 3社、海外 0社、インバウンド 0社)

(2) 2025~2026年度 OTOA 役員を選定について

一部改選はあったものの現役員体制が長期にわたる状況であることから、若返り、新陳代謝をはかるべく、次期 OTOA 役員への立候補者を募ったが、立候補・問い合わせともになかった。

- ・ 受付期間: 2025年2月25日~3月14日
- ・ 案内方法: メールニュース、郵便にて実施
- ・ 資格: OTOA 正会員のみ、代表者以外も可
- ・ 届出方法: 自薦のみ

(3) 会議関係

① 総会

第33回 通常総会

開催日時: 2024年6月5日(水) 14:05~15:20

開催場所: 東京都中央区銀座「東京都中小企業会館」9階講堂

出席会社: 87社 (うち委任状提出 60社)

欠席会社: 18社

決議事項: 2023年度事業報告及び収支決算報告 承認の件

報告事項: 2024年度事業計画及び収支予算の件

② 理事会

i. 第145回 通常理事会

開催日時: 2024年4月17日(水) 10:00~11:35

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん)3階 304学習室

決議事項: 1) 2023年度事業報告 及び収支決算報告

2) 2024年度通常総会議案の件

報告事項: 1) 2024年度事業計画・収支予算について

2) その他

ii. 第146回 通常理事会

開催日時: 2024年10月16日(水) 10:02~11:38

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん)3階 305学習室

報告事項: 職務執行の状況

1) 2024年度上半期 事業報告、及び収支決算について

2) 2024年度下半期 事業計画について

3) 事業者間取引適正化に関する今後の対応等について

4) 2025年度 OTOA 新年会について

5) その他

iii. 第147回 通常理事会

開催日時: 2025年3月19日(水) 10:02~11:59

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん)3階 305学習室

決議事項: 2025年度事業計画(案) 及び収支予算(案)の件

報告事項: 1) 次期役員改選の進め方について

2) 海外のバス会社に対する「業界統一調査フォーマット」の活用について

3) その他

③ 運営幹事会

i. 第1回 運営幹事会

開催日時: 2024年9月11日(水) 09:58~11:27

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん)3階 305学習室

議 事: 1) 第3回 事業者間取引の実情に関する緊急アンケート、結果報告
及び今後の対応等について

2) インバウンド賛助会員への対応について

3) その他

ii. 第2回 運営幹事会

開催日時: 2024年12月11日(水) 10:00~11:40

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事:
- 1) 事業者間取引適正化に向けた取組みについて進捗状況報告、及び今後の対応等について
 - 2) 海外でのバス事故発生に伴う「安全管理の徹底」に関する対応等について
 - 3) 2025 年 OTOA 新年会について
 - 4) その他

iii. 第 3 回 運営幹事会

開催日時: 2025 年 1 月 22 日(水) 10:00~11:16

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事:
- 1) 2025 年 OTOA 新年会、開催報告
 - 2) 海外でのバス事故発生に伴う「安全管理の徹底」に関する対応等について
(統一調査フォームの内容等について)
 - 3) その他

iv. 第 4 回 運営幹事会

開催日時: 2025 年 2 月 19 日(水) 09:59~11:50

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事:
- 1) 2025 年度の予算案について
 - 2) 海外のバス会社に対する「業界統一調査フォーマット」の活用について
(JATA との協議内容ほか、進捗状況報告)
 - 3) 次期役員改選の進め方について
 - 4) その他